
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第1号「下川町認定こども園条例」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第1号 下川町認定こども園条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、小学校就学前の子供に対する一貫した幼児期の教育及び保育の実施を推進し、子供の健やかな発達を促すこと、並びに子供を持つ親の就労等が多様化していることを踏まえ、従来の「下川町幼児センター」を廃止し、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ「下川認定こども園」を平成31年4月1日に設置するため、条例を制定するものです。

本条例は、第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で職員、第4条で事業、第5条で定員、第6条で入園資格等、9条からなるものです。

委員から「町民の多様な入園ニーズに的確に対応すること。森の遊びの時間を増やしてほしいとの要望もある。また、森で一緒に活動したい人たちもいるので工夫をしてほしい。パブリックコメントを受け、改善・反映が見られることは評価する。園長・事務員は保健福祉課長等とのことであるが、責任を持って運営するためにも専任の園長・事務員を配置、確保する必要がある。」などの意見がありました。

また、「入園の制限解除は規則で定めるとのことであるが、町民を拘束する事項は条例に定めるべきである。」との意見がありました。

当委員会として、次の意見を付すものであります。

一、施行に当たっては、入園の制限解除等規則で定める事項などを含め、丁寧な説明を心掛けること。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 2 議案第 2 号「下川町未熟児養育医療費用徴収条例」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 2 号 下川町未熟児養育医療費用徴収条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本条例は、母子保健法第 20 条第 1 項の規定に基づき、入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付をこれまで北海道が行っていたが、権限移譲により、その事務を下川町において実施するための条例制定であります。

養育医療の給付に伴い、母子保健法第 21 条の 4 第 1 項の規定により、養育医療の給付に要する費用を支弁した町は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、費用の全部又は一部を徴収することができるものであります。

本条例は、第 1 条で趣旨、第 2 条で費用の徴収、第 3 条で費用の額、第 4 条で委任の 4 条からなるものです。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第2号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第6号「第6期下川町総合計画基本構想及び基本計画について」を議題といたします。

本案につきましては、第6期下川町総合計画特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 第6期下川町総合計画特別委員長。

○第6期下川町総合計画特別委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において町長から提案のありました、議案第6号 第6期下川町総合計画基本構想及び基本計画について、その審査経過と結果について報告いたします。

今回の提案は、町長の提案理由にもあるように、第5期総合計画が今年度末をもって終了することから、平成31年度より計画期間を12年とする平成42年度を目標年度とした新たな総合計画に、持続可能な開発目標を取り入れるとともに、誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまちを目指し、まちづくりを進めていこうとするものですが、今会期中には結審することができなく、継続審査とすることとしたので、議員各位の御協賛を賜りますようお願いいたします。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、閉会中の継続審査に決定したとの報告がありましたが、議案第 6 号を委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 4 議案第 7 号「下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 7 号 下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を要するものであります。

選定に当たっては、選考委員会において審査を経て、公募によらず、「社会福祉法人 下川町社会福祉協議会」を指定管理者の候補として選定したものです。

期間は、平成 31 年 4 月 1 日から 5 年間とするものです。

委員から「指定管理に当たり経費等の見直しが行われているが、利用者へのサービス低下を招くことがないこと。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第8号「下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第8号 下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を要するものであります。

候補者選定は、公募による募集を行い、選考委員会において審査を経て、「下川環境サービス事業協同組合」を指定管理者の候補として選定したものです。

期間は、平成31年4月1日から5年間とするものです。

委員から「指定管理者は雇用に当たり地元雇用配慮すべきではないか。現場の労働管理・安全には万全を期すこと。」などの意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 8 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 6 議案第 10 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本定例会において委員会に付託を受けた、議案第 10 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は 5 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 3,513 万円を減額し、予算総額 49 億 9,080 万円とするもののほか、債務負担行為と地方債を補正するものです。

今回の補正の要因は、人事院勧告に伴う給与改定によるもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要書、事項別明細書により説明を受けました。

その主な内容について報告します。

歳出ですが、事項別明細書 7 ページ、総務費のダム対策費の負担金、補助金及び交付金で、31 年 3 月中旬開催予定のサンルダム竣工祝賀会の補助金の追加として 100 万円が計上されています。

安全・安心・まちづくり費の報償費、需用費、備品購入費では、避難所等における災害対策に向けて、備蓄品整備等の経費 118 万円が計上されています。

副町長から基本的な見解、担当課長から詳細説明がありました。

本予算案については、さきに議会から提出している災害・防災に関する要望書に関する

ものであります。

対策については、「避難所を開設していく必要があり、3 か所想定している。暖房はポータブルストーブ使用を想定している。まだまだ不十分であるが計画的に進めていきたい。」との説明がありました。

次に8ページ、民生費の社会福祉総務費の負担金、補助金及び交付金で、福祉灯油購入助成として、町民税非課税世帯などの方を対象に、一世帯灯油 100 リットル相当を支給する経費 397 万円が計上されています。

次に 13 ページ、商工労働費の商工振興費で、宿泊研修交流施設指定管理料として、収入見込みの減少に伴う経費 970 万円が計上されています。

町長からは「宿泊者が少なく、計画時から収入が 970 万円減額となる。公社と更に連携を密にしながら減額削減を行っていききたい。シンクタンクの根拠を基に収支計画を立てているが、最終判断は町であり、シンクタンクには責任はない。責任の所在を明確にするために、給料減額の上程の方法もあるのではないかな。今回がいいのか、3月議会がいいのか。」との基本的な見解が示されました。

委員から「宿泊者のコンビニ利用が多く、地元飲食店への経済効果がない。黒字経営との太鼓判を押された経緯があり、建設を認めてきた。宿泊料金が低いのではないかな。今後とも赤字経営が続く、町が実質補填していかなければならないのではないかな。根本的な解決が必要でないかな。」などの意見がありました。

町長から、これまでの公募・選定・運営等についての基本的な経過・経緯と対応について、「町内 4 事業者が公募説明会に参加した。募集要項では、指定管理料は支払わない、赤字は補填しないと規定した。公社 1 社から応募があり、部内協議の結果、不測の事態が生じた場合は協議するとした。説明会参加者にはお詫びして理解を求めている。平成 32 年 3 月までの指定管理で進めていきたい。公社には経営努力をしてもらう。」などの見解が示されました。

委員から「赤字も不測の事態となるのか。指定管理の見直しも必要でないかな。経営努力が十分でない。」などの意見がありました。

さらに、町長から「収支見込みが甘かった。不測の事態で充足していきたい。自ら、そして副町長も給料を減額して監督責任を果たしたい。」との見解が示されました。

当委員会として、次の意見を付すものであります。

一つ、冬期における災害・防災対策については、さきの北海道胆振東部地震時の対応、課題を検証し、早急に町民目線での避難所対応、備蓄品整備など、災害・防災時の対応策を構築することなどの意見書を提出したところである。

しかしながら、様々な点において想定段階であり、今後委ねられている。冬期間を迎え、町民の生命・財産を守るため、不測の事態にも備えるという危機感が欠如している。

対策・対応に当たり、明確な指示が出されているのか甚だ疑問である。年末年始を含め、対応策・対策には万全を期し、町民の不安払拭に努めること。

二つ、宿泊研修交流施設「結いの森」の建設に至った経緯とこれまでの経過からして、理事者の責任は極めて重大である。責任を明確にすることを強く求める。

次年度については、実質的な赤字補填を当初予算計上するとの判断ではなく、熟考の上、精度の高い努力目標、収支計画を立て、それに伴う管理、経営状況を毎月明らかにして、

必要に応じては業務の改善勧告を行うなど、管理監督責任を果たすこと。

また、今一度、指定管理に至った経緯を踏まえ、指定管理者との更なる信頼関係の構築に努め、経営努力が助長されるよう連携を図り、万全を期すこと。

歳入については、特に意見等はありませんでした。

以上、当委員会として意見を付し、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（木下一己君） ただ今、報告がありましたが、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 10 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 7 議案第 17 号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 17 号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町長及び副町長の給料月額について減額をするものでございます。

改正の内容は、町長及び副町長の給料につきまして、1月からの3か月、10%から15%減額し、町長の給料につきましては、現行の73万円を62万500円に、副町長の給料につきましては、現行の58万4,000円を52万5,600円とするものでございます。

この給料の減額につきましては、本定例会にて提案いたしました、議案第10号 平成30年度下川町一般会計補正予算（第5号）において、商工労働費に計上いたしました宿泊研修交流施設の指定管理料970万円に係るものでございます。

宿泊研修交流施設は、昨年11月9日にオープンいたしましたが、本年度の収支決算状況の見込みで当初の経営計画を下回る見込みとなりましたことから、これまでの建設から収支計画に至る経緯・経過、又1年間の運営の結果を含め、さらには、平成29年度の運営状況、これまでの議会からの附帯決議、総務産業常任委員会からの附帯意見を真摯に受け止め、町民並びに議会、関係者の皆様に御迷惑をお掛けしたことに対しお詫び申し上げます。

このたび、執行者責任を明確にさせていただくため、本条例を提案いたしました次第であります。

結いの森の運営につきましては、指定管理者と十分な協議と意思疎通を図り、経営努力を進めてまいり所存でございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 8 継続事件審査経過に係る報告を行います。

本案につきましては、平成 30 年第 4 回臨時会において、議案第 1 号「企業に対する施設等の貸付けについて」を総務産業常任委員会に付託しておりましたが、審査経過の報告がありましたので、報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 12 月 4 日の第 4 回町議会臨時会において当委員会に付託を受けた、議案第 1 号 企業に対する施設等の貸付けについて、委員会における継続審査の経過について報告します。

本案は、下川町郷土資料展示保存施設の一部を菓子製造工場へ改修し、下川町企業立地促進条例第 9 条の規定に基づき、「下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場」を、企業へ貸付けしようとするものであります。

貸付けする企業は、株式会社ベルシステム 24 ホールディングス。貸付けする施設は、郷土資料展示保存施設の一部で、延べ床面積は 1,146 m²のうち 139.89 m²です。

委員から「運営の枠組みについて最善の方法があるのではないか。現地法人の設立が明確でない。物品を購入し貸付けする法的根拠が明確でない。以前貸付けした事例との整合性がどうか。企業立地促進条例を根拠とすべきものなのか。」などの意見が出されました。

副町長から「現提案の運営方法などが最適である。」などの見解が示されました。

本案については、12 月 4 日審議未了により継続審査になり、12 月 10 日の委員会審査において、運営の枠組みについて、株式会社ベルシステム 24 ホールディングスから製造委託を受ける現地法人…NPO 法人地域おこし協力隊、一般社団法人集落支援センターで構成をするものであります。審議の充実を図るため、現地法人から意見を聞くべきとの結論に至り、参考人として意見聴取を行いました。一方の参考人については大変多忙により、本定例会においての意見聴取となったところです。

町からは「運営の枠組みについて、運営は現地法人が行うことが基本である。今後現地法人の設立に向け協議を進めていく。現地法人が主体的に事業をやっていただき、町は関係を持ちつつ関わっていく。事業開始や運営に際して町が負担していくこともある。」との説明がありました。

委員から「本事業の目的表現では地域への配慮が欠けている点がある。事業収支計画等の提示がないまま判断しなければならない。」などの意見がありました。

参考人からの意見聴取では、「当初、3 者で現地法人を立ち上げる予定であったが、諸般の事情で難しくなり、12 月に入ってから町長から立ち上げてほしいとの要請があった。要請を受け一定の負担を覚悟しているが、苦しい部分は町を含め 3 者へお願いしていくこととなる。」との回答がありました。

本事業は、新たな産業による集落の活性化、障がい者雇用を促進することからも大変有意義な事業であり、否定するものではなく、推進すべきものと解します。

主体となる現地法人の意向、意思を踏まえ、意欲が助長されるように最善、最適な仕組みを再構築する必要があります。工場・事業等の最適化を図るため、更に議論を深める必要があります。

また、三者協定を更に強固なものとして、現地法人との連携の強化に努めていただきたい。これらを踏まえ、継続審査とするものであります。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、副議長と交代をしたいと存じます。

（木下議長、自席・近藤副議長、議長席へ移動）

○副議長（近藤八郎君） それでは、私の方から議事を進めさせていただきます。

その前に、本日の会議は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、同規則第9条第2項の規定により、会議時間を延長いたします。

日程第9 本定例会において、木下一己議長より辞職願が提出されておりますので、地方自治法第117条の規定によって、木下一己議長は除斥のため、退場願います。

（木下議長 退場）

○副議長（近藤八郎君） それでは、ここで、職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（古屋宏彦君） 一身上の都合により、平成30年12月28日をもって、議長並びに議員の職を辞したいので、許可いただきますようお願いします。下川町議会副議長 近藤八郎様。下川町議会議長 木下一己。

○副議長（近藤八郎君） お諮りいたします。

木下一己君の、議長並びに議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、木下一己君の、議長並びに議員の辞職を許可することに決定いたしました。ここで、木下一己君の入場を許可いたします。

（木下前議長 入場）

○副議長（近藤八郎君） ただ今、木下一己議員の辞職の許可が決定いたしましたので、ここで、木下一己前議長に退任の御挨拶をお願いいたします。御登壇ください。

○前議長（木下一己君） 自己都合により、辞職届を提出いたしましたが、ただ今、告知をいただきました。感謝を申し上げます。

3年6か月と…その間でありますが、議員各位、又関係の皆様方には、多大なる御指導、そして御協力を頂き、感謝のほかありません。ありがとうございました。今はひたすら町の発展を願い、町議会の健全なる御隆盛を祈念いたします。

自らも全身全霊をかけて、今後の活動に傾注する覚悟を申し上げ、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○副議長（近藤八郎君） 大変御苦労さまでございました。
木下一己前議長が退場されます。

（木下前議長 退場）

○副議長（近藤八郎君） ここで、執行機関関係者の皆様は、一旦退場願います。

（執行機関関係者 退場）

○副議長（近藤八郎君） ただ今、議長が欠員となりました。
お諮りいたします。
議長選挙の日程を追加し、追加日程第1として選挙を行いたいと思います。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
よって、選挙の日程を追加し、追加日程第1として選挙を行うことに決定いたしました。
追加日程第1 「議長の選挙」を行います。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたい
と思います。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。

指名者はどなたがよろしいでしょうか。

4 番 奈須憲一郎議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 新しい議長に、現副議長である 1 番 近藤八郎議員を指名推選いたします。

○副議長（近藤八郎君） ただ今、4 番 奈須憲一郎議員が指名しました、私、近藤八郎を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

ただ今、私が議長に当選いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知と同時に同意をいたします。

私が議長に当選したことから、副議長を失職いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長選挙の日程を追加し、追加日程第 2 として選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の日程を追加し、追加日程第 2 として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第 2 「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、宮澤清士議員を指名します。

ただ今、議長が指名しました宮澤清士議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました宮澤清士議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました宮澤清士議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

○議長（近藤八郎君） 議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。
お諮りいたします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として、直ちに議席の一部を変更したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更いたします。

ここで、職員から発表させます。

○事務局長（古屋宏彦君） 議席の一部変更を申し上げます。

議席番号 8 番に近藤八郎議員、議席番号 1 番に宮澤清士議員とし、議席番号 2 番は空席とします。

以上のとおり、議席が変更となります。

○議長（近藤八郎君） 以上で議席の変更を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5 時 4 分

再 開 午後 5 時 7 分

（執行機関関係者 入場）

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで、先ほどの選挙の結果、私が議長になりましたので、当選の挨拶をさせていただきます。

それでは、一言、御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、思い掛けず指名をしていただきまして、身に余る光栄と責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

しかし、議長に与えられました権限は、議会運営と調整であります。選ばれました以上は残された期間、皆様の御協力を得ながら、議会運営に努めてまいりたいと思います。

何分経験が不足しておりますので、これからもよろしくお願いをしたいと思います。また、これからの議会運営で、職務に応えられるよう、誠心誠意努めてまいります。

先輩諸氏並びに同僚の皆様方の御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 次に、宮澤清士副議長より、就任の挨拶をお願いいたします。
御登壇願います。

○副議長（宮澤清士君） ただ今、議長より報告のあったとおり、このたびの副議長の選挙によりまして、副議長に選任されました。

前副議長の職責を汚すことなく、今後とも誠心誠意、議会活性化に向けまして努力をしていきたいと思っておりますので、同僚議員の皆様方の御指導、ごべんたつのほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが御挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） これをもちまして、平成 30 年第 4 回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後 5 時 10 分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、議案等を精力的に審査いただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今回議決いただいた議案について、平成 30 年度の残された 3 か月余りの中でしっかりと執行してまいりますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、この時期、風邪やインフルエンザなどが流行しつつあるようでございますので、日頃の生活環境に十分留意し、御自愛されますことを御祈念申し上げますとともに、来る 2019 年が皆様にとりましてより良い年になりますことを

念願する次第でございます。

また、このたび辞職いたしました木下議長におかれましては、3年6か月の議会のかじ取りとともに、市政の発展に御尽力いただきましたことを深謝申し上げる次第でございます。

さらに、このたび木下議長及び近藤副議長の後任となりました、近藤議長、宮澤副議長の残された任期における志の高いリーダーシップに期待申し上げます。

以上、本定例会に当たりましての閉会の御挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、散会といたしますけれども、長い会期でございまして、大変議員の皆様には御苦勞をおかけいたしました。また、明ける年も元気でお会いできることを期待しておりますし、今流行っておりますインフルエンザ等には十分かからないように気を付けて、良いお年を過ごしていただきたいと、こんなふうに思いまして、最後閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。